（面接指導対象医師に対する面接指導結果の記録の作成）

第十九条の三　面接指導対象医師に対する法第六十六条の八第一項に規定する面接指導（同条第二項ただし書の場合において当該面接指導対象医師が受けたものを含む。）に係る第五十二条の六第一項の記録についての同条第二項の規定の適用については、「前条各号に掲げる」とあるのは、「附則第十九条の二に規定する」とする。

（新設）

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	**別表第一**（第三条及び第四条関係） 表一
（略）	（略）
労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）	労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）
（略）	（略）
第五十二条の六第一項（第五十二条の七の二第二項及び第五十二条の七の四第二項において準用する場合並びに附則第十九条の三の規定により第五十二条の六第二項を読み替える場合を含む。）の規定による面接指導の結果の記録の保存	第五十二条の六第一項（第五十二条の七の二第二項及び第五十二条の七の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による面接指導の結果の記録の保存
（略）	（略）
表二～表四　（略）	表二～表四　（略）
別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）	**別表第二**（第五条、第六条及び第七条関係）
（略）	（略）
労働安全衛生規則	労働安全衛生規則
（略）	（略）
第五十二条の六第一項（第五十二条の七の二第二項及び第五十二条の七の四第二項において準用する場合並びに附則第十九条の三の規定により第五十二条の六第二項を読み替える場合を含む。）の規定による面接指導の結果の記録の作成	第五十二条の六第一項（第五十二条の七の二第二項及び第五十二条の七の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による面接指導の結果の記録の作成
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。